

「災害時等の新聞販売所行動マニュアル」

2022 年 10 月 17 日制定

2025 年 6 月 19 日改定

日本新聞協会 販売委員会

基本的な考え方

日本では近年、地震、津波、豪雨、大雪、火山噴火などの災害が多発しているほか、特に夏季の気温上昇により熱中症リスクが高まっている。販売委員会は、これらの災害が発生した場合および熱中症に備え、新聞社（以下、発行本社）ならびに新聞販売所（以下、販売所）が取り組むべき対策をまとめた。新聞協会加盟各社の参考としていただきたい。

【基本理念】

（１）従業員の安全第一、人命最優先とする

発行本社および販売所長は連携し、販売所従業員の安全第一、人命最優先で行動する。

（２）安全が確保できない場合は、一時的に配達を見合わせる。配達の見合わせは販売所長が判断し、発行本社は販売所長の判断を尊重する。

災害情報などの最新情報や従業員の体調を把握し、安全を確認したうえで配達する。安全が確保できない場合や体調がすぐれない従業員は、新聞が販売所に届いた場合でも、一時的に業務を見合わせる。

近隣地域で深刻な災害が発生した場合は、適切な援助を行う。また、発行本社においては、販売所との定期的な意見交換、シミュレーションの再確認などを随時行い、日ごろから災害対策、熱中症予防への意識を高める必要がある。

第 1 部 災害時の行動

1 章 事前の準備・情報把握

1. 発行本社

①販売所責任者、発送関係者などの緊急連絡網を常備する

発行本社の担当者と販売所長、新聞輸送業者の緊急連絡網（携帯電話、固定電話、ショートメール、LINE、eメールほか複数手段）を整備し、常に更新する。

②台風、大雨、大雪など、事前に災害が予想される場合は、「災害発生時は人命を最優先して配達を見合わせる場合がある」旨を予め読者に紙面、チラシ等で告知する

③新聞輸送、配達等の移動ルートの道路情報を把握する

新聞輸送に関する情報（輸送車両、人員、燃料の確保、輸送拠点）、輸送・配達ルートを予め把握し、当該道路が通行不可能となる場合に備える。

④災害協定締結新聞社と日ごろから連携内容の確認を行う

⑤被害を受けた販売所の支援用防災装備、備蓄品等を確保する

2. 販売所

①従業員との緊急連絡体制を構築する

緊急事態に備え、販売所従業員の緊急連絡網（携帯電話、固定電話、ショートメール、LINE、eメール、災害用伝言ダイヤルほか複数手段）および情報共有体制（一斉メール、グループメッセージほか）を整備し、常に更新する。

②日常的な正しい災害知識の学習、情報収集

日ごろから国土交通省、気象庁などの防災関連情報サイト、講習会などで正しい防災知識を習得し、情報収集に努める。

③防災装備、備蓄品等の確保

地域特性を踏まえ、日ごろから事業継続ならびに命を守るために必要な防災用品、備蓄品を確保する。(※4章 防災準備チェックリスト参照)

④販売所管内のハザードマップ作成、危険箇所の把握および随時更新

国土交通省、市区町村などが作成しているハザードマップを参考に、危険箇所、指定避難場所を把握する。またそれらの情報を随時更新する。(※参考 防災関連情報リンク参照)

⑤読者台帳、顧客データのバックアップと更新

読者台帳、顧客データのバックアップを作成・保管し、定期的に更新する。

⑥店舗、設備が正常に使用できない場合（浸水、地震、火災、停電等）を想定し、代替策を決める

- ・店舗が使用できない場合の代替作業場を決める
- ・浸水等の水害が予想される場合の車両の避難場所を決める
- ・店舗の電気が使えない状況（停電等）での朝刊作業を行う方法を検討する
- ・折り込み丁合い機等の機器が使用できない場合（水没、故障等）の復旧方法、メーカー等問い合わせ先を把握する

⑦必要に応じて配達危険区域に配達遅れ告知チラシを折り込む

2章 災害時の行動指針

1. 発行本社

①販売所、従業員の安全確保

販売所長、従業員の安全確保を最優先して行動する。

②販売所、所管区域の被害状況の把握

- ・所長、スタッフの安否
- ・店舗の被害状況（使用、居住の可否、指定避難場所等への避難の有無など）
- ・食料・衣類・その他生活必需品の保有状況
- ・燃料の保有状況と今後の調達の可否
- ・その他、配達業務に関する必要物資

③配達不能または遅延地域と部数、配達不能日数の把握

配達不能または遅延となる地域と対象部数、配達不能となった日数を把握する。

④配達不能期間の電子版無料開放の検討

配達不能期間の、新聞電子版の無料開放（会員読者以外も対象に含む）を検討する。

⑤読者への配達不能または遅延に関する情報のインターネットを通じた発信

読者に対して配達不能または遅延する旨を新聞社のウェブサイトやSNSを通じて発信、告知する。

2. 販売所

(1) 配達前

①前日および配達前の災害関連情報収集

前日および配達前に災害関連情報（気象・災害情報、自治体の対応情報、警報等発令情報、区域内の被害状況など）を収集する。また、これらの情報を受け、配達体制（迂回ルート、配達中止ルールを含む）、避難場所、避難指示等連絡方法、配達車両・什器備品の保管体制を確認し、発電機など必要備品の準備、読者台帳データなどのバックアップを行う。

②新聞輸送状況の確認

新聞輸送状況について、輸送会社と密に連絡を取り、位置情報を共有するなどして、通行止めや冠水等の影響等による店着の可否、店着予想時刻を確認する。

③配達員への連絡

従業員を出勤または待機させるかを判断し、指示を連絡する。

④近隣販売所との情報共有、バックアップ体制の確認

従業員の出勤状況、代配など近隣販売所との協力の可否などを把握し、バックアップ体制を確認する。

（２）配達時

①安全第一とした配達の徹底

②配達中に危険箇所を察知した際の対応指示

配達員から配達不能エリア、現地状況等の情報を集約し、迂回ルートや配達中止の適否を検討、指示する。

③配達状況を発行本社へ連絡。避難場所への配達

配達状況を発行本社へ連絡する。自治体が指定した避難場所などのうち、配達可能な場所に対し、対応可能な範囲で配達する。

（３）配達中止から再開

①配達再開に向けた情報収集、配達再開の判断

配達の危険性が低下した場合、配達再開に向けた情報（危険箇所の状況確認、安全確保）を収集し、配達再開を判断する。ただし、危険箇所の確認は、夜が明けて周囲が十分明るくなってから行う。

②配達完了後の配達員の安否、帰店、帰宅完了の確認

配達完了後に、配達員の無事を確認し、帰店、帰宅の完了も確認する。

③所管区域内の被害状況、配達状況の報告

発行本社へ所管区域内の被害状況、配達完了状況を報告する。

（４）折り込み広告が配達不能となった場合の広告料金の扱い

例えば、新聞同業組合・折込広告組合作成のマニュアルを参考に、予め対応方針を決めておく。広告主には広告依頼時にその方針を示し、了解を得ておく。

3章 警戒レベル別行動指針

防災気象情報と相当する警戒レベルに応じた行動指針

警戒レベル４以上で配達業務を原則中止。

※警戒レベル４以上の対象エリアであっても、被害が少なく通常通りの配達業務が行える地域がある場合は、安全を確認したうえで、最終的に販売所長の判断に委ねる。警戒レベル３以下の場合でも、状況に応じて配達中止もありえるが、最終的には販売所長の判断に委ねる。

<災害レベル一覧表>

警戒 レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保※ ¹
<警戒レベル4までに必ず避難！>			
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示（注）
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※ ²	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 （気象庁）
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 （気象庁）

※¹ 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない

※² 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである
（注） 避難指示は、令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令する

内閣府「避難情報に関するガイドライン」から引用

4章 防災準備チェックリスト

①災害リスクの認識

- ・ 気象・災害情報の入手方法の確認（危険度の把握）
- ・ 行動指針（マニュアル）の作成
- ・ 同マニュアルの関係者（発行本社、販売所長、販売所従業員）との共有

②組織体制

- ・ 緊急時の連絡担当者選任
- ・ 緊急連絡網の整備、常時更新
- ・ 営業時間外の対応方法の確認

③業務継続

- ・ 読者台帳、顧客データの情報管理、随時バックアップ
- ・ 販売所設備等の転倒防止措置
- ・ 配達車両等の整備

④安全・ライフライン確保

- ・ 安否確認方法の策定、共有、確認
- ・ 防災グッズ、災害用備蓄品の確保、使用期限等の定期確認

飲料水 3 日分×人数分	非常食 3 日分×人数分
懐中電灯、照明器具	ラジオ、発電機、モバイルバッテリー
マッチ、点火棒、カセットコンロ	ろうそく
防災手袋、マスク、ヘルメット	貴重品
トイレットペーパー等の衛生用品	医薬品・医療品
テント	燃料（ガソリン）
パンク修理材	簡易トイレ

※このほか、地域特性に合わせた装備

第2部 熱中症対策

新聞販売所の業務は、配達など屋外の作業が多い。特に夏季は高温多湿の厳しい環境での長時間の業務となると、体力の消耗や水分の不足により、熱中症を発症するリスクが高まる。

熱中症は命にかかわる重大な健康被害を引き起こすことがあるが、正しい知識と日ごろの対策で予防することが可能である。第2部では、新聞販売所従業員が安全に業務を遂行できるよう、熱中症の予防方法や早期発見のポイント、緊急時の対応などをまとめた。

1章 事前の準備・情報把握

1. 早期発見のための体制整備——「熱中症警戒アラート」の活用

- (1) 環境省の熱中症予防情報サイト（P8・⑦参照）等で、自店エリアにおける暑さ指数※の実況と今後の予測値を確認し、熱中症発生リスクを把握する。

同省と気象庁は、翌日・当日の暑さ指数が33以上になる地点が出ると予測すると、全国58地域別に「熱中症警戒アラート」を発表する。発表は前日午後5時または当日午前5時。また環境省は翌日の暑さ指数が都道府県内の全観測地点で35以上になると予測すると、前日午後2時に「熱中症特別警戒アラート」を発表する。販売所長は自店エリアでアラートが発表された場合、特に熱中症対策を徹底する。状況に応じて業務を行うかどうかの最終的な判断は販売所長が行う。

- (2) 熱中症のおそれのある従業員を把握した場合の責任者連絡先や連絡網、緊急搬送先の連絡先・所在地等をリスト化しておく。

2. 重篤化を防ぐための措置

- (1) 熱中症のおそれがある従業員について「見つける」「判断する」「対処する」の基本的な考え方に沿った重篤化防止の手順をあらかじめ作成しておく（P6フロー図参照）。
- (2) 特に、気温が31度以上または暑さ指数が28以上の労働環境で連続1時間以上または1日4時間以上の労働が見込まれる場合は、熱中症の未然防止（P7・3章）を徹底する。

3. 従業員への周知

販売所長は、上記1や2で整備した報告体制や必要な措置の実施手順を販売所内のすべての従業員に周知する。

※暑さ指数（WBGT：Wet Bulb Globe Temperature、湿球黒球湿度）

熱中症の予防を目的に、人体と外気との熱のやりとりに与える影響の大きい①湿度、②日射、③気温——の3つを取り入れた指標。単位は摂氏度（℃）だが、本マニュアルでは省略。

◆2025年6月1日、労働安全衛生規則の一部が改正され、事業者が職場における熱中症防止策を講ずるべき体制整備と関係者への周知徹底を図ることが規定された。

事業者は熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、①早期発見のための体制整備②重篤化を防止するための措置、③関係者への周知——を行うことが義務づけられた。これらの対策を怠った場合、6か月以下の懲役または50万円以下の罰金が科せられる可能性がある。

2章 熱中症を予防するために

職場での熱中症リスクを低減するため、販売所長は作業環境を整え、判断の基準や対処法、予防方法などを周知するとともに、日頃から従業員の体調に留意する。

周知方法の例：・ミーティングでの周知

・所内のわかりやすい場所への掲示

1. 3つの注意点

前日のチェック

□仕事前日の飲酒は控えめに □ぐっすり眠る □熱中症警戒アラートの確認

仕事前のチェック

□よく眠れたか □食事をしたか □体調は良いか □二日酔いしていないか

□熱中症警戒アラートの確認

工作中的チェック

□単独作業を避け、声をかけ合う □販売所長は販売所内・配達現場をパトロール（移動順路や目安時間などを共有し、販売所長が概ねの所在を把握できる工夫を講じる）

□水分・塩分の補給 □こまめに休憩

2. 暑熱順化（暑さに慣れる）

・気温が高くなる前の時期から、日常生活の中で無理のない範囲で汗をかくようにして暑さに慣れ、身体を「熱中症対応モード」にする。

・暑熱順化により、早く汗が出るようになり、体温の上昇を食い止められる。

・特に気を付ける必要がある人：

✓ 従業員になったばかりの人（体への負担が大きい）

✓ 休暇明けの人（数日間でも、身体の熱中症への慣れの効果がなくなっている）

3. 休憩時間

（1）こまめに休憩をとる（臨機応変に対応する）

（2）休憩時間を有効利用（のどが渇いていなくても水分補給、身体冷却など）

※休憩時間だけでなく、仕事中にも積極的に水分をとること。

（3）業務時間帯の見直し（高温ピークとなる時間を避けるなど）

4. 予防のための設備、グッズの活用

販売所長が準備するもの：冷房・扇風機などを用いた涼しい休憩場所

WBGT指数計

冷たい飲み物

発生時の報告先（販売所長など）の連絡先・医療機関の

連絡先リストなど

従業員が携帯するもの：水分・塩分

冷たいタオル

スマートフォン

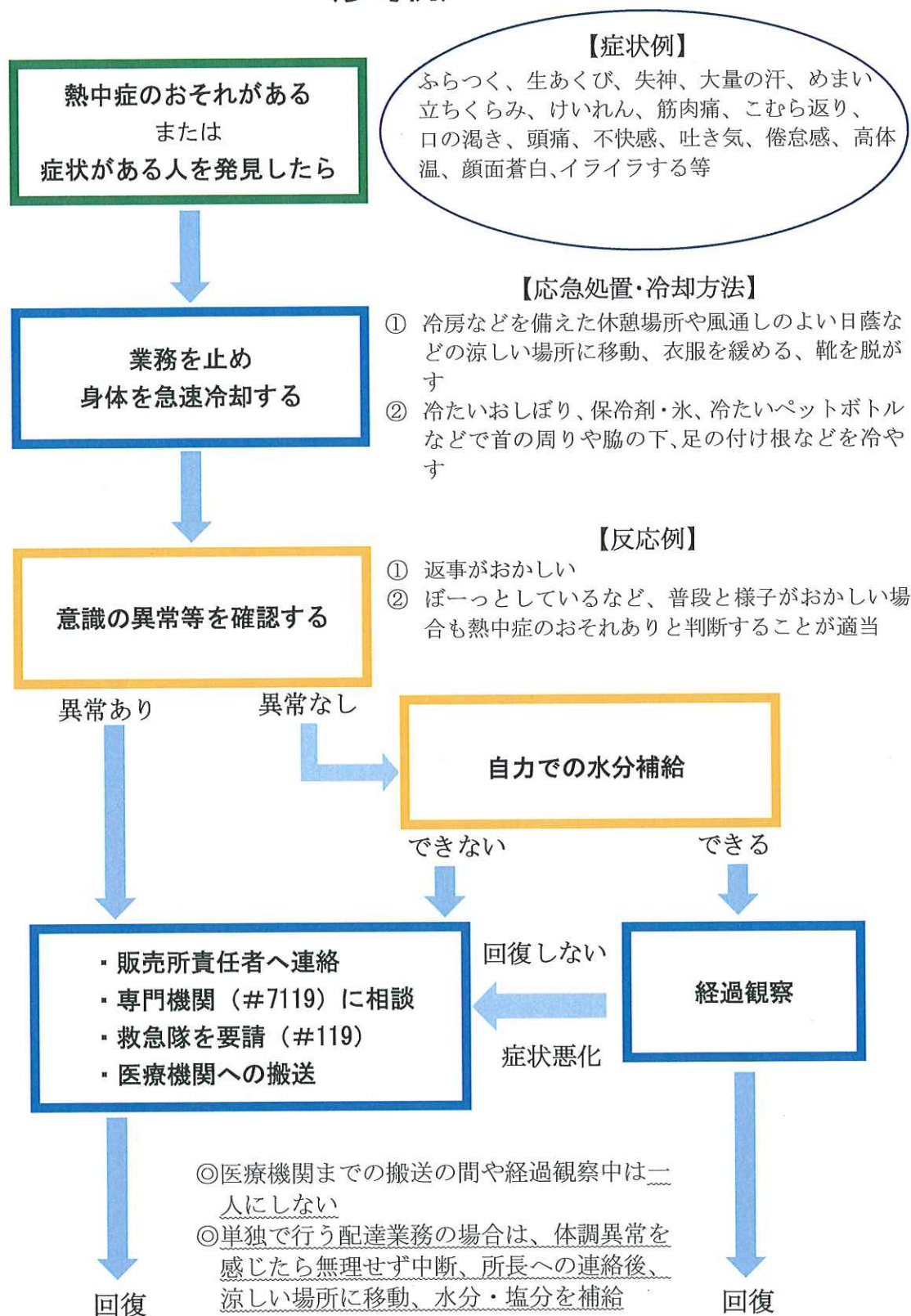
吸湿性・速乾性・通気性のある衣服（ファン付きの服など）の着用など

（外勤の従業員の場合）：上記に加え、通気性のある帽子（バイク・自転車の場合にはヘルメット）、防暑タレなど

3章 熱中症にかかった場合、熱中症の症状がみられる人を発見した場合の対応

症状の見分け方と症状悪化を防止するために必要な措置とその手順は、次ページのフロー図（参考例）に記載の通りである。現場の実情に合わせ、速やかに対応する。

<熱中症が疑われると感じた場合の対応フロー図> (参考例)



回復後の体調急変に注意！ 配達従業員は事前の予防を徹底し無理をしない

参考： 防災・熱中症対策関連情報のリンク

- ① 内閣府 避難情報に関するガイドライン

https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/



- ② 首相官邸 防災気象情報と警戒レベル

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/bousai/keihou.html>



- ③ 気象庁 防災気象情報と警戒レベルとの対応について

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/alertlevel.html>



- ④ 国土交通省 ハザードマップポータルサイト

<https://disaportal.gsi.go.jp/>



- ⑤ 国土交通省 防災ポータル

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/bousai-portal/index.html>



- ⑥ 厚労省 職場における熱中症予防情報

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



- ⑦ 環境省 熱中症予防情報サイト

<https://www.wbgt.env.go.jp/>



以 上